



各 位

東京都港区港南二丁目16番1号株式会社マクロミル代表取締役会長CEO 杉本哲哉(コード番号:3730 東証一部)問合せ先:取締役CFO 岡本伊久男電話番号:(03)6716-0700(代表)

# 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年8月22日開催の当社取締役会において、下記のとおり、平成18年9月27日開催予定の第7期定時株主総会に「定款一部変更の件」について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

### 1. 定款変更の理由

(1) 平成18年5月1日に施行された「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が施行されたことに伴い、現行定款について次のとおり変更を行うものであります。

株主総会参考書類等の情報をインターネットで開示することができるよう、変更案第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

議決権の代理権行使を行う代理人の員数を明確にするため、変更案第15条(議決権の代理行使)のとおり、所要の変更を行うものであります。

取締役会の機動的な運営を図るため、書面または電磁的記録により取締役会の決議があったものとみなすことができるよう、変更案第22条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。

社外監査役が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有能な人材の招聘を容易にするため、変更案第33条第2項(監査役の責任免除)を新設するものであります。

- (2)株主総会ならびに取締役会の招集権者および議長については、現状における取締役の構成に基づき、変更 案第12条(招集権者および議長)および第20条(取締役会の招集権者および議長)のとおり、所要の変更を 行うものであります。
- (3)上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な定めの加除・修正および移設などを行うとともに、この機会に定款の定めの見直しを行い、全般にわたって所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年9月27日(水) 定款変更の効力発生日 平成18年9月27日(水)

以 上



買い受けることができる。

(新設)

別紙

	(下線部分は変更箇所を示しています。)
現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
(商号)	(商号)
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1)インターネットを利用した情報処理サービス業	(1)インターネットを利用した情報処理サービス業
<u>並びに</u> 情報提供サービス業	<u>および</u> 情報提供サービス業
(2)新商品開発計画・企画・立案 <u>並びに</u> 販売調査の	(2)新商品開発計画・企画・立案 <u>および</u> 販売調査の
受託	受託
(3)	(3)
(条文省略)	(現行どおり)
(12)	(12)
(+t-055+4)	(+cost+4)
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第3条 (条文省略) 	第3条 (現行どおり) 
(新設)	   (機関)
(初成)	<del>\ [悠居                                   </del>
	機関を置く。
	(1) 取締役会
	(2)監査役
	(3)監査役会
	(4)会計監査人
(公告 <u>の</u> 方法)	(公告方法)
第 <u>4</u> 条 当会社の公告は、電子公告 <u>により行う。</u> ただ	第 <u>5</u> 条 当会社の公告 <u>方法</u> は、電子公告 <u>とする。</u> ただ
し、 <u>電子公告によることができない</u> 事故その他	し、事故その他のやむを得ない事由 <u>により電子</u>
のやむを得ない事由 <u>が生じたとき</u> は、日本経済	<u>公告によることができない場合</u> は、日本経済新
新聞に掲載して行う。	聞に掲載して行う。
第2章 株式	第2章 株式
(会社が発行する株式の総数)	(発行可能株式総数)
第 <u>5</u> 条 当会社 <u>が発行する株式の総数</u> は、418,56	第 <u>6</u> 条 当会社 <u>の発行可能株式総数</u> は、418,560
0 株とする。	株とする。
( <del></del>	ANIBA
(自己株式の取得)	(削除)
第6条 当会社は、商法第211条/3第1項第2号の	
規定により取締役会の決議をもって自己株式を	

(株券の発行)

第7条 当会社は、株式に係る株券を発行する。



#### (名義書換代理人)

- 第<u>7</u>条 当会社は、<u>株式および端株につき名義書換代理</u> <u>人</u>を置く。
  - 2 <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
  - 3 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、端株原簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、株券の交付および端株の買取りその他株式および端株に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。

#### (株式取扱規程)

第<u>8</u>条 当会社の<u>株券の種類、株式の名義書換、実質株</u> 主通知の受理、株券の交付および端株の買取り その他株式および端株に関する請求、届出の手 <u>続きおよび手数料は、</u>取締役会<u>の</u>定める株式取 扱規程による。

## (基準日)

- 第9条 当会社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において株主の権利を行使することのできる株主とする。
  - 2前項のほか、必要がある場合には、取締役会の<br/>決議により、臨時に基準日を定めることができる。

#### 第3章 株主総会

# (招集時期)

第10条 当会社の定時株主総会は、毎年9月に招集し、 臨時株主総会はその必要がある場合に随時これ を招集する。

(新設)

# (招集権者および議長)

- 第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集し議長となる。
  - 2 社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で

### (株主名簿管理人)

第8条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿 第の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新 株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事 務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会 社においては取扱わない。

#### (株式取扱規程)

第<u>9</u>条 当会社の<u>株式に関する取扱いおよび手数料は、</u> 法令または本定款のほか、取締役会<u>において</u>定 める株式取扱規程による。

(削除)

### 第3章 株主総会

# (招集時期)

第10条 当会社の定時株主総会は、毎年9月に<u>これを</u>招 集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随 時これを招集する。

# (定時株主総会の基準日)

第11条 当会社は、毎事業年度末の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。

## (招集権者および議長)

- 第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。代表取締役が複数いるときは、その順序はあらかじめ取締役会の決議によって定める。
  - 2 代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締



定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(新設)

(決議の方法)

第<u>12</u>条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 <u>商法第343条第1項</u>の規定による株主総会の 決議は、<u>総</u>株主の議決権の3分の1以上を有す る株主が出席し、その議決権の3分の2以上<u>に</u> 当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、総会毎に、株主または代理人は、代理権を<u>証する</u>書面を提出しなければならない。

### (議事録)

第14条 株主総会の議事録は、議事の経過の要領および その結果を記載または記録し、議長および出席 した取締役がこれに記名押印または電子署名を 行う。

2 株主総会の議事録は、その原本を10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数および選任方法)

第15条 (条文省略)

(取締役の選任方法)

第16条 取締役は株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、<u>総</u>株主の議決権の3分の 1以上を有する株主が出席し、その議決権の過 半数で行なう。
- 3 取締役の選任決議は累積投票によらない。

役会で定めた順序により、他の取締役がこれに あたる。

<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提</u>供)

第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参 考書類、事業報告、計算書類および連結計算書 類に記載または表示をすべき事項に係る情報 を、法務省令に定めるところに従いインター ネットを利用する方法で開示することにより、 株主に対して提供したものとみなすことができ る。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる</u>株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 <u>会社法第309条第2項</u>の規定による株主総会の決議は、<u>議決権を行使することができる</u>株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

### (議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名 を代理人として、その議決権を行使することが できる。この場合には、株主総会毎に、株主ま たは代理人は、代理権を<u>証明する</u>書面を<u>当会社</u> に提出しなければならない。

(削除)

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第16条 (現行どおり)

(取締役の選任方法)

第17条 取締役は株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することが できる株主の議決権の3分の1以上を有する株 主が出席し、その議決権の過半数<u>をもって行</u> う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。



#### (取締役の任期)

第<u>17</u>条 取締役の任期は、<u>就任</u>後1年以内<u>の最終の決算</u> 期に関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠または増員として選任された取締役の任期 は、他の在任取締役の任期の満了すべき時まで とする。

#### (代表取締役および役付取締役)

第18条 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議により定める。

2 <u>取締役会の決議により、</u>取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

#### (取締役会の招集権者および議長)

第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集し、議長となる。

- 2 <u>社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会で 定めた順序により他の取締役がこれにあたる。
- 3 取締役会の運営その他に関する事項について は、本定款に定めるほか、取締役会の定める取 締役会規程による。

### (取締役会の招集手続)

### 第20条

(条文省略)

2 取締役および監査役の全員の同意があるとき は、招集の手続きを経ないで取締役会を<u>開く</u>こ とができる。

# (取締役会の決議方法)

第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、 出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

(新設)

# (取締役会の議事録)

第22条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、議長ならびに

#### (取締役の任期)

第<u>18</u>条 取締役の任期は、<u>選任</u>後 1 年以内<u>に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 (削除)

#### (代表取締役および役付取締役)

第19条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 <u>取締役会は、その決議によって</u>取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

#### (取締役会の招集権者および議長)

第<u>20</u>条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>が招集し、議長となる。<u>代表取締役が複数いるときは、その順序はあらかじめ</u>取締役会の決議によって定める。

2 <u>代表取締役</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

3 (削除)

### (取締役会の招集手続)

第21条

(現行どおり)

2 取締役および監査役の全員の同意があるとき は、招集の手続きを経ないで取締役会を<u>開催す</u> ることができる。

(削除)

### (取締役会の決議の省略)

第22条 当会社は、取締役会の決議事項について取締役の全員が書面または電磁的記録に同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(削除)



出席した取締役および監査役がこれに記名押印 または電子署名を行う。

2 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。

(新設)

### (取締役の報酬および退職慰労金)

第<u>23</u>条 取締役の報酬<u>および退職慰労金</u>は、株主総会の 決議<u>をもって</u>定める。

#### (取締役の責任免除)

第24条 当会社は、<u>取締役会の決議をもって、商法第2</u> 66条第1項第5号の行為に関する取締役(取 締役であった者を含む。)の責任を<u>法令が定め</u> る範囲で免除することができる。

2 当会社は、<u>商法第266条第19項</u>の規定により、社外取締役との間で、<u>同条第1項第5号の行為による</u>賠償責任に関し、<u>同条第19項各号に定める金額</u>を限度とする契約を締結することができる。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第25条 (条文省略)

(監査役の選任方法)

第26条 監査役は株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、<u>総</u>株主の議決権の3分の 1以上を有する株主が出席し、その議決権の過 半数で行なう。

(監査役の任期)

第<u>27</u>条 監査役の任期は、<u>就任</u>後4年以内<u>の最終の決算</u> 期に関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了すべき時までとする。

(常勤監査役)

第<u>28</u>条 <u>監査役は、その互選により</u>常勤監査役<u>若干名を</u> 定める。

(監査役会)

## (取締役会規程)

第23条 取締役会に関する事項については、法令または 本定款のほか、取締役会において定める取締役 会規程による。

#### (取締役の報酬等)

第<u>24</u>条 取締役の報酬<u>等</u>は、株主総会の決議<u>によって</u>定める。

#### (取締役の責任免除)

第25条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、<u>会社法第427条第1項</u>の規定により、社外取締役との間で、<u>任務を怠ったことによる損害</u>賠償責任に関し、<u>同法第425条第1項</u>に定める<u>最低責任限度額</u>を限度とする契約を締結することができる。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第26条 (現行どおり)

(監査役の選任方法)

第27条 監査役は株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる</u>株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数<u>をもって行う。</u>

### (監査役の任期)

第<u>28</u>条 監査役の任期は、<u>選任</u>後 4 年以内<u>に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 <u>任期の満了前に退任した監査役の</u>補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

# (常勤監査役)

第<u>29</u>条 <u>監査役会は、その決議によって</u>常勤監査役<u>を選</u> 定する。

(監査役会<u>の招集手続</u>)



第29条

(条文省略)

2 監査役会の運営その他に関する事項について は、監査役会の定める監査役会規程による。

(新設)

(新設)

## (監査役の報酬および退職慰労金)

第<u>30</u>条 監査役の報酬<u>および退職慰労金</u>は、株主総会の 決議をもって定める。

### (監査役の責任免除)

第<u>31</u>条 当会社は、取締役会の決議<u>をもって</u>、監査役 (監査役であった者を含む。)の責任を<u>法令が</u> 定める範囲で免除することができる。

(新設)

### (監査役補欠者)

- 第32条 当会社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ株主総会において監査役補欠者を選任することができる。
- 2 監査役補欠者の選任決議は、総株主の議決権の 3分の1以上を有する株主が出席し、その議決 権の過半数で行う。
- 3 監査役補欠者の選任の効力は、選任後最初の定 時株主総会が開催される時までとする。
- 4 監査役補欠者が監査役に就任した場合の任期 は、前任者の任期の満了すべき時までとする。

第6章 計算

## (営業年度および決算期)

第33条 当会社の<u>営業</u>年度は、毎年7月1日から翌年6 月30日まで<u>とし、各営業年度末日を決算期と</u> する。

(新設)

第30条

(現行どおり)

(削除)

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続き を経ないで監査役会を開催することができる。

### (監査役会規程)

第31条 監査役会に関する事項については、法令または 本定款のほか、監査役会において定める監査役 会規程による。

#### (監査役の報酬等)

第<u>32</u>条 監査役の報酬<u>等</u>は、株主総会の決議<u>によって</u>定める。

#### (監査役の責任免除)

- 第33条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。
  - 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

(削除)

第6章 計算

## (事業年度)

第<u>34</u>条 当会社の<u>事業</u>年度は、毎年7月1日から翌年6 月30日までの1年とする。

## (自己の株式の取得)

第35条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。



# (利益配当金)

第34条 <u>当会社の利益配当金は、毎決算期の</u>最終の株主 名簿に記載または記録された株主<u>または登録質</u> 権者、および同日の最終の端株原簿に記載また は記録された端株主に対し支払う。

### (中間配当)

第35条 当会社は、取締役会の決議<u>により</u>、毎年12月 31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者、および同日の最終の 端株原簿に記載または記録された端株主に対 し、商法第293条/5の規定による金銭の分 配(中間配当という。)を行うことができる。

## (除斥期間)

第36条 <u>利益配当金</u>および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる<u>ものとする</u>。 (新設)

## (剰余金の配当)

第36条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年6月 30日の最終の株主名簿に記載または記録され た株主もしくは登録株式質権者に対し、金銭に よる剰余金の配当(以下「期末配当金」とい う。)を行うことができる。

### (中間配当金)

第37条 当会社は、取締役会の決議<u>によって</u>、毎年12 月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主<u>もしくは登録株式質権者に対し、会社</u> 法第454条第5項に定める剰余金の配当(以 下「中間配当金」という。)を行うことができる。

### (除斥期間)

- 第<u>38</u>条 <u>期末配当金</u>および中間配当金が、支払開始の日 から満3年を経過しても受領されないときは、 当会社はその支払の義務を免れる。
  - 2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。